（特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整）

第七条　給与法第十一条の八の規定により広域異動手当（その支給割合が百分の一を超えるものに限る。）を支給される職員に対する附則第二条第七項、第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項及び前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「給与法第十四条第一項又は第二項」とあるのは「給与法第十四条」と、「第四項まで、第五条第三項」とあるのは「第四項まで、第五条第三項、第六条」と、附則第二条第七項、第五条第一項及び前条第一項中「百分の二」とあるのは「百分の二）から当該職員の給与法第十一条の八の規定による広域異動手当の支給割合が改正後の規則第六条各号に掲げる支給割合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める割合を減じた割合」とする。

（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給された職員等の特地勤務手当の月額に関する経過措置）

第八条　平成三十年三月三十一日までの間、附則第二条第二項から第五項まで、第三条第一項又は第四条第一項の規定による特地勤務手当が支給されることとなる職員（附則第二条第二項、第三条第一項又は第四条第一項の規定により人事院が別に定める額の特地勤務手当が支給されることとなる職員を除く。）が次の各号に掲げる職員に該当する場合の特地勤務手当の月額は、附則第二条第二項から第五項まで、第三条第一項及び第四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による特地勤務手当の月額から、当該各号に定める額（第一号に掲げる職員及び第二号から第五号までのいずれかに掲げる職員に該当する場合にあっては、それぞれに定める額を合算した額）に相当する額を減じた額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一　給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額支給対象職員」という。）又は改正後の規則第二条第二項各号に定める日において減額支給対象職員であった職員（同日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある改正後の規則第六条の二第四項第一号に規定する仮定減額支給対象職員であった職員を含む。以下この項において同じ。）であって、附則第三条第一項第一号ロ又は第四条第一項の規定による特地勤務手当が支給されることとなるもの　改正後の規則第六条の二第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額（同条第四項の規定により同条第一項を読み替えて適用する場合の額を含む。）

二　改正後の規則第二条第二項各号に定める日において減額支給対象職員であった職員であって、施行日の前日において減額支給対象職員であったもの（第五号に掲げる職員を除く。）　改正後の規則第二条第二項各号に定める日に受けていた俸給月額の二分の一に相当する額（以下この条において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」という。）と施行日の前日に受けていた俸給月額の二分の一に相当する額（次号において「施行日の前日に係る減額基礎額」という。）を合算した額に、改正前の規則による級別区分が四級地であって改正後の規則による級別区分が二級地である期間若しくは改正前の規則による級別区分が三級地であって改正後の規則による級別区分が一級地である期間を有する官署又は改正前の規則による級別区分が二級地である官署であって施行日以後において準特地官署（改正後の規則第四条第二項の表の備考の規定により準特地官署とみなされるものを含む。）に該当する期間を有する官署に勤務する職員にそれらの期間に支給する場合にあっては百分の五・六、当該職員にそれらの期間以外の期間に支給する場合又は当該職員以外の職員に支給する場合にあっては百分の二・八（以下この項において「減額算定割合」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一・五を乗じて得た額

三　改正後の規則第二条第二項各号に定める日において減額支給対象職員以外の職員であった職員であって、施行日の前日において減額支給対象職員であったもの（第五号に掲げる職員を除く。）　施行日の前日に係る減額基礎額に減額算定割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一・五を乗じて得た額

四　改正後の規則第二条第二項各号に定める日において減額支給対象職員であった職員であって、施行日の前日において減額支給対象職員以外の職員であったもの（次号に掲げる職員を除く。）　勤務することとなった日等に係る減額基礎額に減額算定割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一・五を乗じて得た額

五　改正後の規則第二条第二項各号に定める日において減額支給対象職員であった職員であって、同日に受けていた俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、同日に属していた職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しないもの若しくは施行日の前日において減額支給対象職員であった職員であって、同日に受けていた俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、同日に属していた職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しないもの又は減額支給対象職員若しくは改正後の規則第二条第二項各号に定める日において減額支給対象職員であった職員であって、その附則第二条第三項から第五項までの規定による特地勤務手当経過措置基礎額が特地勤務手当経過措置特例基礎額であるもの　人事院の定める額

2　前項第二号又は第四号に掲げる職員が改正後の規則第六条の二第四項各号に掲げる職員である場合における前項第二号又は第四号の規定の適用については、勤務することとなった日等に係る減額基礎額は、当該各号の規定により読み替えられた同条第一項第一号イの規定の例による勤務することとなった日等に係る減額基礎額とする。

3　第一項各号に掲げる職員が育児短時間勤務職員等若しくは任期付短時間勤務職員である場合又は改正後の規則第二条第二項各号に定める日若しくは施行日の前日において育児短時間勤務職員等であった場合における特地勤務手当の月額は、附則第二条第二項から第五項まで、第三条第一項、第四条第一項及び前二項の規定にかかわらず、人事院が定める額とする。

（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給された職員等の特地勤務手当に準ずる手当の月額に関する経過措置）

第九条　平成三十年三月三十一日までの間、附則第二条第七項から第十項まで、第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項又は第六条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当が支給されることとなる職員（附則第二条第七項、第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項又は第六条第一項の規定により人事院が別に定める額の特地勤務手当に準ずる手当が支給されることとなる職員を除く。）が次の各号に掲げる職員に該当する場合の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、附則第二条第七項から第十項まで、第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項及び第六条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額から、当該各号に定める額（第一号に掲げる職員及び第二号又は第三号に掲げる職員に該当する場合にあっては、それぞれに定める額を合算した額）に相当する額を減じた額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一　異動の日等において減額支給対象職員であった職員であって、附則第二条第七項第三号ロ、第四号若しくは第五号、第三条第三項又は第四条第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当が支給されることとなるもの　改正後の規則第六条の四第一項から第四項までの規定（改正後の規則第十一条第一項の規定により同項の異動したものとした場合に改正後の規則第六条の四（第四項及び第五項を除く。）の規定が適用される場合を含む。）により改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第三項又は第十一条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額から減ずる額

二　異動の日等において減額支給対象職員であった職員（次号に掲げる職員を除く。）　異動の日等に受けていた俸給月額に、附則第二条第七項第一号又は第二号に掲げる職員（異動の日等から起算して四年以下在勤する職員に限る。）に支給する場合（同号に掲げる職員にあっては、冬期に支給する場合に限る。）にあっては百分の三・五、同項第一号に掲げる職員（異動の日等から起算して四年を超えて五年以下在勤する職員に限る。）、同項第二号に掲げる職員（異動の日等から起算して四年以下在勤する職員に限る。）若しくは同項第三号に掲げる職員若しくは施行日の前日において準特地官署とされていた官署に施行日の前日から引き続き在勤している職員（異動の日等から起算して五年以下在勤する職員に限る。）に支給する場合（同項第二号及び第三号に掲げる職員